

証券コード 2749
平成29年6月8日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社 JPホールディングス
代表取締役社長 荻田和宏

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、3頁の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第25期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第3号議案及び第4号議案）>

第3号議案 定款変更の件

第4号議案 監査役1名選任の件

株主提案（第3号議案及び第4号議案）に係る議案の要領及び提案の理由は後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 議決権行使にあたっての注意

本総会におきましては、株主提案がなされております。その内容は、後記の株主総会参考書類に第3号議案及び第4号議案として記載しておりますが、**取締役会としては、これらの議案に反対しております。**

なお、当社定款では「当会社の監査役は、5名以内とする。」と定めております。第4号議案につきましては、会社提案の第2号議案と競合する議案となりますので、**双方に賛成することのないようご注意ください。**

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効といたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨並びにその理由を書面にてご通知ください。
- (3) インターネットにより議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使されました場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (5) 各議案に対して、賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (6) 議決権行使書により第2号議案及び第4号議案の双方に賛成の議決権行使がなされた場合は、いずれの議案においても、当該議決権行使は無効としてお取り扱いいたします。

以 上

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.jp-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 平成29年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後6時受付分まで

- (1) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって、ご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<携帯電話用>

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は平成29年6月28日(水曜日)午後6時受付分までです。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景として個人消費に底堅さが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速懸念に加え、英国のEU離脱問題や米国大統領選の影響等から世界経済の不確実性が高く、先行き不透明な状況が続いております。

子育て支援事業を取り巻く環境は、待機児童の解消に向けた自治体による保育所増設の動きが全国的に広がりがつつあります。また、女性の就業率上昇がさらに進むことを念頭に、政府が掲げた「待機児童解消加速化プラン」の保育の受け皿拡大の整備目標が53万人分（企業主導型保育事業による受け皿拡大分を含む）となり、引き続き市場規模の拡大が見込まれることとなりました。

全国の待機児童数は、平成28年4月時点で23,553人（前年比で386人の増加）となりました。政府は働く女性の数の増加に伴い待機児童ゼロの目標を平成31年度末に繰り延べるなど、この問題は依然として社会的な関心を集めています。

このような環境のもと当社グループは、保育所を東京都3園、神奈川県1園、愛知県2園、宮城県1園、山形県1園、福島県1園、滋賀県1園、大阪府1園、福岡県1園、沖縄県1園の計13園、学童クラブを東京都6施設、愛知県2施設の計8施設、児童館を東京都1施設、愛知県2施設の計3施設、民間学童クラブを東京都1施設、新たに開設いたしました。

上記の他、平成28年9月30日付で相鉄アメニティライフ株式会社の株式を取得し、株式会社アメニティライフとして子会社化したことに伴い、GENKIDS緑園都市保育園、GENKIDS瀬谷保育園、GENKIDSいずみ中央保育園、GENKIDS星川保育園の保育所4園及びエルフィーキッズ二俣川、エルフィーキッズ緑園都市、エルフィーキッズ鶴ヶ峰の民間学童クラブ3施設が当社グループの運営施設となりました。

その結果、平成29年3月末日における保育所の数は172園、学童クラブは63施設、児童館は12施設、民間学童クラブは4施設となり、子育て支援施設の合計は251施設となりました。

なお、平成25年4月より運営しておりました柳北保育室は認可保育所アスクりゅうほく保育園として移転し、平成28年7月に新たに開園いたしました。

以上より、当社グループの連結売上高は22,800百万円（前年同期比10.9%増）、営業利益は1,263百万円（同31.1%減）、経常利益は1,445百万円（同23.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は677百万円（同43.3%減）となりました。

また、持株会社としての当社は子会社への経営指導及び管理を行い、主な収入は各子会社からの経営指導料及び配当であります。当期の事業活動の結果、売上高は1,530百万円（同28.1%増）、経常利益は738百万円（同24.6%増）、当期純利益は606百万円（同42.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2,521百万円で、その主なものは次の通りであります。

セグメントの名称	設備の内容	投資金額(千円)
子育て支援事業	アスク利府保育園	259,493
	アスク北谷保育園	187,849
	アスク上目黒保育園	142,456
	アスクこくば保育園	136,151
	沖縄県石垣市保育所開設予定設備	134,133
	アスク竹下保育園	130,174
	アスク長崎一丁目保育園	124,464
	アスク長後保育園	121,362
	アスク両国保育園	121,257
	アスクときわ台保育園	116,119

(3) 資金調達の状況

借入金 5,062,000千円
 (注) 借入金の5,062,000千円には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関5行によるシンジケートローンの借入金762,000千円が含まれております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき事項に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(8) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第22期 平成26年3月期	第23期 平成27年3月期	第24期 平成28年3月期	第25期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売 上 高	15,747,480	17,868,076	20,552,867	22,800,084
営 業 利 益	1,288,593	1,431,609	1,834,970	1,263,984
経 常 利 益	1,514,623	1,636,131	1,884,295	1,445,908
親会社株主に帰属する当期純利益	872,380	1,003,631	1,195,416	677,737
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	10.45円	12.03円	14.32円	8.06円
総 資 産	13,626,208	19,115,401	21,519,046	24,191,477
純 資 産	5,102,204	5,774,006	6,570,420	7,161,328
1 株 当 たり 純 資 産 額	61.09円	69.14円	78.68円	84.52円

(注) 当社は、平成25年7月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社日本保育サービス	99,000千円	100%	子育て支援事業
株式会社ジェイキッチン	10,000千円	100%	給食の請負事業
株式会社ジェイ・プランニング販売	10,000千円	100%	物品販売事業
株式会社ジェイキャスト	10,400千円	100%	英語教室及び体操教室の請負事業
株式会社四国保育サービス	10,000千円	51%	子育て支援事業
株式会社日本保育総合研究所	10,000千円	100%	研究、研修及びコンサルティング事業
株式会社アメニティライフ	70,000千円	100%	子育て支援事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 対処すべき課題

- ① 保育の質の向上
当社グループでは、各施設に対する従来からの組織的な運営管理体制に加えて、保育士へのケア、安全管理体制の強化、働き方改革の徹底などを進め保育の質の改善に努めてまいります。
- ② 効率的な受入児童数の拡大
新たに保育所を開設するだけでなく、既存施設の保育士を増やすことにより受入児童数を拡大することができます。
当社グループでは都道府県ごとの待機児童の状況や、保育士の採用状況及び投資効率等を総合的に勘案し、新規開設と既存施設への保育士増員のバランスをとりながら効率的な受入児童数の拡大に努めてまいります。
- ③ 保育士確保に向けた施策
子育て支援サービスには、保育士資格を有する人材の確保が不可欠であります。
当社グループでは、年間を通じて全国各地で採用活動を行うとともに、従業員の給与引き上げや人事評価制度の見直しを実施してきました。また、給付型奨学金制度、保育士養成講座、幼稚園教諭の保育士資格取得支援等も行っており、今後も様々な取り組みに努めてまいります。

④ 業務の効率化及び情報の管理

政府が進めている保育所等における業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等について）に合わせ、当社グループとして保育士の業務負担の軽減を図り、管理部門の業務効率化及び情報漏洩等に対するセキュリティの強化を進めるべく各種システムの導入と整備を進めてまいります。

⑤ 人材への投資

当社グループでは、保育の質の向上と安全のためには保育に対して情熱と適性を有する人材を採用し、各従業員の持つポテンシャルを最大限引き出すための教育を継続的に実施していくことが不可欠なものと考えております。そのため、社内で行う研修会において保育に関する様々な知見を取り込むとともに、社外の勉強会なども積極的に活用して人材のレベルアップを図ってまいります。

⑥ 収益基盤拡大に向けた新規事業への着手

当社グループが運営する施設の多くは公費で運営されており、事業が安定的に推移する一方、政策や制度変更の影響を受けやすく、政策転換による事業への影響が懸念されます。

このような環境を踏まえ、民間学童クラブの開設やコンサルティング事業、成長が見込める海外での子育て支援事業への進出等により、収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

⑦ 設備資金確保のための資金調達と財務基盤の安定性の確保

継続的に保育所を開園するためには、設備費用等の資金を安定的に確保することが重要となります。

当社グループでは、財務の健全性を図りつつ、必要資金を安定的に調達していくため、金融機関からの借入りに限定せずに社債の発行や株式の発行も含めて財務政策を検討してまいります。

(11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は子育て支援事業であり、保育所、学童クラブ及び児童館の運営を行っております。

なお、現在展開しております保育所は、指定管理者制度による公設民営保育所、自社運営による運営委託保育所、東京都認証保育所制度等による認可外保育所の3形態で運営いたしております。

また、学童クラブ及び児童館は主に自治体からの運営委託によるものであります。

(12) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

本 社 ……………名古屋市東区葵三丁目15番31号
東 京 支 社 ……………東京都港区港南一丁目2番70号

保 育 所 ……………172園
学童クラブ ……………63施設
児 童 館 ……………12施設
民間学童クラブ ……………4施設

(注) 1. 当期中の増設

[保育所]

アスク芝公園保育園 (平成28年4月)、アスク池袋本町保育園 (平成28年4月)、アスク上新田保育園 (平成28年4月)、アスク東比恵保育園 (平成28年4月)、アスクみはらしの丘保育園 (平成28年4月)、アスク御殿浜保育園 (平成28年4月)、アスク志段味保育園 (平成28年4月)、アスク名東藤が丘保育園 (平成28年4月)、アスク山田かざとり保育園 (平成28年4月)、アスクリゅうほく保育園 (平成28年7月)、アスク辻堂保育園 (平成28年8月)、アスクこくば保育園 (平成28年9月)、アスク八山田保育園 (平成28年10月)

[学童クラブ]

竹町こどもクラブ (平成28年4月)、千石第一育成室 (平成28年4月)、千石第二育成室 (平成28年4月)、茗台育成室 (平成28年4月)、尾張旭市渋川児童クラブ (平成28年4月)、尾張旭市瑞鳳児童クラブ (平成28年4月)、はなばたけ第1学童クラブ (平成28年9月)、連雀学園学童保育所 (平成29年2月)

[児童館]

千石児童館 (平成28年4月)、尾張旭市渋川児童館 (平成28年4月)、尾張旭市瑞鳳児童館 (平成28年4月)

[民間学童クラブ]

A E L 湯島 (平成28年9月)

上記の他、平成28年9月30日付で相鉄アメニティライフ株式会社の株式を取得し、株式会社アメニティライフとして子会社化したことに伴い、GENKIDS緑園都市保育園、GENKIDS瀬谷保育園、GENKIDSいずみ中央保育園、GENKIDS星川保育園の保育所4園及びエルフィーキッズ二俣川、エルフィーキッズ緑園都市、エルフィーキッズ鶴ヶ峰の民間学童クラブ3施設が当社グループの運営施設となりました。

2. 当期中の撤退

柳北保育室 (平成28年6月)

柳北保育室は認可保育所アスクリゅうほく保育園として移転し、平成28年7月に新たに開園いたしました。

3. 当期末での撤退

なし

4. 決算期後の増設

[保育所]

アスクときわ台保育園 (平成29年4月)、足立区立五反野保育園 (平成29年4月)、アスク長崎一丁目保育園 (平成29年4月)、アスク上目黒保育園 (平成29年4月)、アスク岩戸北保育園 (平成29年4月)、アスク今井南保育園 (平成29年4月)、アスク長後保育園 (平成29年4月)、アスク利府保育園 (平成29年4月)、アスク竹下保育園 (平成29年4月)、アスク北谷保育園 (平成29年4月)

[学童クラブ]

アクティ柳町 (平成29年4月)、下谷こどもクラブA・B (平成29年4月)、松葉こどもクラブA・B (平成29年4月)、しばさき公園北第1・第2学童クラブ (平成29年4月)、はなばたけ第2学童クラブ (平成29年4月)

[民間学童クラブ]

AEL横浜ビジネスパーク (平成29年4月)

(13) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,750 (2,020) 名	+353 (+207) 名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
2. 前連結会計年度末と比較して従業員数が353名、臨時雇用者数が207名増加しておりますが、子育て支援事業における業容拡大によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (5) 名	+6 (+3) 名	45.83歳	3.4年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
2. 前事業年度末と比較して従業員数が6名、臨時雇用者数が3名増加しておりますが、これは管理部門の強化によるものであります。

(14) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,774,916千円
株式会社みずほ銀行	1,776,602千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,580,000千円
株式会社りそな銀行	1,474,280千円
株式会社横浜銀行	1,189,400千円
株式会社日本政策投資銀行	740,000千円
株式会社滋賀銀行	662,620千円
株式会社京都銀行	655,000千円
株式会社大垣共立銀行	496,940千円
日本生命保険相互会社	487,500千円
株式会社中京銀行	417,110千円
株式会社名古屋銀行	343,467千円
株式会社愛知銀行	263,367千円
株式会社十六銀行	145,000千円
株式会社百五銀行	99,640千円

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行の借入金残高1,776,602千円には、前連結会計年度中に導入いたしました「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」（以下、「本制度」といいます。）により設定いたしました信託 (以下、「本信託」といいます。) の受託者が本信託の財産となる当社株式を取得するために行った借入915,102千円を含んでおります。本制度の概要につきましては、「連結注記表2. 追加情報」をご参照ください。
2. 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社中京銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関5行によるシンジケートローンの残高2,850,000千円が含まれております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 295,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 87,847,694株（自己株式数1,706株を除く）
 (3) 株 主 数 21,613名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 口 洋	20,931,600株	23.83%
ジ ェ イ ・ ピ ー 従 業 員 持 株 会	5,862,400株	6.67%
株 式 会 社 医 薬 情 報 研 究 所	3,219,100株	3.66%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 E 口)	3,162,400株	3.60%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,989,200株	2.26%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,870,300株	2.13%
THE BANK OF NEW YORK 133524	1,441,400株	1.64%
JC テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	1,424,200株	1.62%
王 厚 龍	1,300,000株	1.48%
ジ ェ イ ・ ピ ー 取 引 先 持 株 会	1,195,600株	1.36%

(注) 持株比率は、自己株式（3,164,106株）のうち株式給付信託（従業員持株会処分型）保有自己株式（3,162,400株）を除く、当社保有の自己株式（1,706株）を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成29年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荻 田 和 宏	(株)日本保育サービス代表取締役社長 (株)四国保育サービス代表取締役社長 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 (株)ジェイキャスト代表取締役社長 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所代表取締役社長 (株)アメニティライフ取締役 一般社団法人全国保育連盟代表理事
取 締 役	古 川 浩 一 郎	(株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイキャスト取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)日本保育総合研究所取締役
取 締 役	松 本 順 子	(株)日本保育サービス取締役 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ代表取締役社長
取 締 役	青 柳 淳 子	(株)日本保育サービス取締役 (株)アメニティライフ取締役 KODOMOLOGY(株)取締役
取 締 役	西 井 直 人	(株)日本保育サービス取締役 (株)四国保育サービス取締役 (株)アメニティライフ取締役 KODOMOLOGY(株)取締役
取 締 役	中 村 伊 知 哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 (株)スペースシャワーネットワーク社外取締役 一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム代表理事 一般社団法人CIP協議会代表理事 吉本興業(株)社外取締役
取 締 役	松 村 卓 治	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー (株)プロポライフ社外監査役
取 締 役	皆 川 尚 史	—

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	内 山 学	(株)日本保育サービス 監査役 (株)四国保育サービス 監査役 (株)ジェイキッチン 監査役 (株)ジェイキャスト 監査役 (株)ジェイ・プランニング販売 監査役 (株)日本保育総合研究所 監査役
監 査 役	竹 内 大 和	—
監 査 役	指 輪 英 明	日本コンシェルジュ(株)代表取締役社長 UNIVERSAL AVIATION Co. 監査役 ILOCKS, INC. 取締役 (株)ジーエヌアイ 取締役 GIキャピタル・マネジメント(株)取締役副社長
監 査 役	押 味 由 佳 子	柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役中村伊知哉氏、取締役松村卓治氏及び取締役皆川尚史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中村伊知哉氏、取締役松村卓治氏及び取締役皆川尚史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役竹内大和氏、監査役指輪英明氏及び監査役押味由佳子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役竹内大和氏、監査役指輪英明氏及び監査役押味由佳子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 常勤監査役内山学氏、監査役竹内大和氏及び監査役指輪英明氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の責任については、社外取締役は、600万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役は、200万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	141,800千円 (15,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23,900千円 (12,000千円)
合計	12名	165,700千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月20日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月20日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役中村伊知哉氏及び社外取締役松村卓治氏、社外監査役指輪英明氏及び社外監査役押味由佳子氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	中村伊知哉	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席いたしました。議案審議等につき、その知識経験に基づき発言を行っております。
取締役	松村卓治	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。議案審議等につき、弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役	皆川尚史	平成28年6月29日付で社外取締役に就任後、当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。議案審議等につき、厚生労働省での豊富な経験に基づいた積極的な提言を行っております。

区分	氏名	活動状況
監査役	竹内大和	<p>当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、会社経営の経験から必要に応じ当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役	指輪英明	<p>当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に係る助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役	押味由佳子	<p>当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席し、企業法務に関する豊富な知識と経験から、疑問等を明らかにするため質問をし、助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務内容調査業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各種規程を整備するとともに、法令及び定款を遵守したコンプライアンス体制の強化を図り、社長以下全取締役をけん制するために、弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則、毎月1回開催とする。

当社ではコンプライアンスを単に法令遵守として捉えるのではなく、企業倫理の考えを含めたものとして捉え、行動準則を制定し周知するとともにコンプライアンス教育・研修を継続的に行い、より高次元での経営体制を構築する。

また、取締役及び使用人が社内において、法令および定款違反行為を発見した時や疑義ある行為が行われようとしていることに気づいた時は、匿名でも当社顧問弁護士を通じて会社に通報することができるなど未然に防止する体制として社内通報制度を構築し、運用する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役はその職務にかかる以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存、管理を行う。

ア. 株主総会議事録

イ. 取締役会議事録

ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連事項

エ. 取締役が決裁者となる決裁書類

オ. その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書

カ. 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報

キ. 上記各号に付帯関連する資料

代表取締役社長は上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となっている。管理部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の重要な情報の保存及び管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全に関する問題、天災に関する問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他当社における様々なリスクを組織横断的に、また各組織ごとに想定し、あらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を構築する。

また、新たに発生するリスクについては社長の指揮のもと、速やかに対応できる体制を構築し対処する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長以下取締役全員と全監査役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、上程された議案を審議、決議すると同時に、業務執行状況に関する報告及

び、重要事項についての意思決定を行う。

取締役会で決定した重要事項について、各部門長から具体的な業務執行の指示を出し、業務を展開する。

また、業務分掌、決裁権限基準などの規程を定め、重要性に応じた意思決定を行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社はグループ共通の「経営理念」と「行動準則」に基づき、グループの役職員全員が一体となって適正な業務運営に努めるよう、以下の体制をとる。

1. 子会社に対しては、当社常勤監査役が監査役に就任するなど、各子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。
2. 当社の取締役会で、子会社の経営状況についての報告及び重要事項についての事前協議を行い、子会社の自主性を尊重しつつ適正に経営されているかを確認する。
3. 内部監査室が、当社の子会社管理の状況や子会社の業務に関する監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制

当社は、現在の会社の規模から、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて取締役と監査役が協議し、その職務を補助するスタッフを置く。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付使用人の独立性、指示の実効性を確保するため、当該使用人に対する人事異動及び考課は常勤監査役の事前の同意を得る。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会など重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から重要な決定に関する報告を受ける。

また、法令に違反すること、業務の執行に重大な影響をおよぼすもの及び当社に損失を与える事態の発生など、異常が発生したときには即座に監査役に報告する体制を構築する。

なお、これらの報告に関しては、各種規程により報告者の個人情報の保護と報告したことによる不利益が生じないよう適正な措置をとる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役や使用人から常に報告を受け、業務の執行状況を把握できるような体制を整える。

また、会計監査人と連携をとり、定期的に各地の施設に出向き、不正や法令違反がないかの調査を行う。

監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社は、コンプライアンス委員会を12回開催し、法令・定款・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制の見直しを行いました。また、従業員を対象とするコンプライアンス研修（1回実施）により、従業員のコンプライアンス意識の維持・向上にも努めてまいりました。その他当社及び子会社を対象に社内通報窓口を構築し、周知することによりコンプライアンスの実効性向上を図っております。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成し、社外監査役3名を含む監査役4名も原則出席した上で定例として月1回（臨時は10回）開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。（取締役及び監査役の数等は、平成29年3月31日現在のものであります。）また、取締役の職務の執行に係る情報（議事録等）は、セキュリティが確保された場所で安全かつ適切に保管しました。

情報セキュリティについては、当事業年度より、管理部情報管理課の人材の増強、各種セキュリティの強化、保育業務のICT化の実施等により情報管理の強化を図っております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、また、当社常勤監査役が各子会社の監査役に就任するなど、その業務執行状況を監査し子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・定款・社内規程等の遵守状況について、当社及び子会社の各部門・施設を対象とする監査を実施し（保育所については、原則として全施設を対象として特に安全管理面を重点に毎月実施）、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。なお、特に重大な問題がある場合には、取締役会及び監査役会に報告する体制をとっております。また、内部統制監査につきましても金融商品取引法の定めに基づき実施いたしました。

監査役は、年度監査計画に基づき、業務監査として各施設の監査（保育所15園、学童クラブ・児童館2施設実施）、子会社を含めた管理部門の業務監査を実施いたしました。すべての監査役がコンプライアンス委員会に出席し、その審議状況を監視し、必要に応じて、コンプライアンス体制の見直しに参画いたしました。また、内部監査室とともに、会計監査人と四半期ごとに定期的にミーティングを行い、会計上の問題や課題に関する情報収集と会計監査人の監査状況の精査を行いました。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、管理部総務人事課を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針とする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ア. 対応統括部署は管理部総務人事課としている。

イ. 警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積している。

ウ. 警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っている。

エ. 取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入している。

オ. 不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役へ報告し、弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっている。

カ. 各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売上げ等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありません。

ただし、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定

し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%前後の連結業績連動型配当の継続実施を基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、内部留保資金につきましては、子育て支援事業を積極的に展開するために有効活用してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,254,615	流動負債	6,421,178
現金及び預金	4,017,591	買掛金	214,960
売掛金	50,552	1年内返済予定の長期借入金	3,250,349
たな卸資産	108,701	未払金	831,399
繰延税金資産	441,601	未払法人税等	164,448
未収入金	1,698,958	未払消費税等	51,182
その他	937,974	繰延税金負債	577
貸倒引当金	△766	賞与引当金	398,839
固定資産	16,936,862	資産除去債務	10,726
有形固定資産	9,819,092	その他	1,498,695
建物	6,416,303	固定負債	10,608,970
構築物	489,432	長期借入金	9,855,493
車両運搬具	4,294	繰延税金負債	1,668
工具器具備品	233,536	退職給付に係る負債	471,565
土地	980,894	資産除去債務	235,619
建設仮勘定	1,694,631	長期未払金	3,700
無形固定資産	523,458	その他	40,923
のれん	288,666	負債合計	17,030,149
その他	234,792	純資産の部	
投資その他の資産	6,594,310	株主資本	7,220,667
投資有価証券	629,836	資本金	1,603,955
差入保証金	1,701,345	資本剰余金	1,449,544
長期貸付金	3,176,073	利益剰余金	5,037,085
繰延税金資産	313,730	自己株式	△869,918
その他	791,899	その他の包括利益累計額	△63,324
貸倒引当金	△18,574	その他有価証券評価差額金	△34,596
		繰延ヘッジ損益	852
		退職給付に係る調整累計額	△29,580
		非支配株主持分	3,985
		純資産合計	7,161,328
資産合計	24,191,477	負債及び純資産合計	24,191,477

連結損益計算書

(平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,800,084
売 上 原 価	19,054,064
売 上 総 利 益	3,746,020
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,482,035
営 業 利 益	1,263,984
営 業 外 収 益	251,847
受 取 利 息	85,298
補 助 金 収 入	86,518
そ の 他	80,029
営 業 外 費 用	69,923
支 払 利 息	49,808
障 害 者 雇 用 納 付 金	4,625
支 払 手 数 料	9,339
そ の 他	6,149
経 常 利 益	1,445,908
特 別 利 益	400
固 定 資 産 売 却 益	400
特 別 損 失	394,455
固 定 資 産 除 却 損	3,415
園 減 損 損 失	391,040
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,051,852
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	502,942
法 人 税 等 調 整 額	△128,775
当 期 純 利 益	677,686
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△51
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	677,737

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,603,955	1,449,544	4,798,586	△1,208,168	6,643,918
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△439,238		△439,238
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			677,737		677,737
自 己 株 式 の 処 分				338,250	338,250
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	238,499	338,250	576,749
当 期 末 残 高	1,603,955	1,449,544	5,037,085	△869,918	7,220,667

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△52,792	-	△24,742	△77,534	4,036	6,570,420
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△439,238
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						677,737
自 己 株 式 の 処 分						338,250
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	18,195	852	△4,838	14,210	△51	14,159
当 期 変 動 額 合 計	18,195	852	△4,838	14,210	△51	590,908
当 期 末 残 高	△34,596	852	△29,580	△63,324	3,985	7,161,328

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社日本保育サービス
株式会社ジェイキッチン
株式会社ジェイ・プランニング販売
株式会社ジェイキャスト
株式会社四国保育サービス
株式会社日本保育総合研究所
株式会社アメニティライフ

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 関連会社の数 1社
- ・ 関連会社の名称 KODOMOLOGY株式会社

② 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法又は償却原価法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法又は償却原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く) 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	3～50年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～20年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「ヘッジ取引に関するリスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- 消費税等の会計処理
- すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ・小規模企業等における簡便法の適用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は繰延消費税等に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(株式給付信託(従業員持株会処分型)に関する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、「ジェイ・ピー従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする株式給付信託(従業員持株会処分型)契約(以下、「本信託契約」といいます。)を締結しております。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

今後、持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口があらかじめ一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,207,910千円、4,392,400株、当連結会計年度末869,660千円、3,162,400株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末：1,207,910千円

当連結会計年度末：915,102千円

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,773,923千円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
(2) たな卸資産の内訳	
商品	83,975千円
原材料及び貯蔵品	24,726千円
(3) 固定資産圧縮記帳	
国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳	
建物	495,828千円
構築物	1,210千円
工具器具備品	3,061千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,849,400株	－	－	87,849,400株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,394,106株	－	1,230,000株	3,164,106株

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式がそれぞれ、4,392,400株、3,162,400株含まれております。

2. 普通株式の自己株式数の減少1,230,000株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が持株会へ売却したことによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	439,238千円	5円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219,619千円	2円50銭	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金7,906千円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、「債権管理規程」及び「与信管理規程」に沿って、取引先の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券はマネー・マネジメント・ファンド及びその類似商品であり、当該商品の基準価額の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては「有価証券運用基準」に沿って、投資元本の残高管理を行うとともに、基準価額下落による投資元本毀損の把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主に債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、「投資有価証券運用基準」に沿って保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は主に土地所有者への当社グループの運営する保育所建物建設に伴う資金であり、当該建物所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「債権管理規程」及び「与信管理規程」に沿って、取引先の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますため、原則として固定金利の借入金による資金の調達を基本とすることとしております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の利用については、取引相手先を格付けの高い金融機関に限定しているため信用リスクは低いと認識しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理につきましては、ヘッジ取引に関するリスク管理方針に則り管理部によって行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,017,591	4,017,591	－
(2) 未収入金	1,698,958	1,698,958	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	579,431	579,431	－
(4) 長期貸付金	3,351,434	3,657,593	306,159
資 産 計	9,647,416	9,953,575	306,159
(1) 未払金	831,399	831,399	－
(2) 長期借入金	13,105,842	13,029,289	△76,552
負 債 計	13,937,242	13,860,689	△76,552
デリバティブ取引（※）	1,226	1,226	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券の種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 債 券	319,017	299,886	19,131
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株 式	18,718	19,358	△640
債 券	241,695	289,872	△48,176
小 計	260,413	309,230	△48,816
合 計	579,431	609,116	△29,685

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を、約定金利等に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、流動資産のその他に含まれている、1年内回収予定の長期貸付金も含んでおります。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、流動負債に記載している、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非 上 場 株 式	50,404
② 差 入 保 証 金	1,536,056
合 計	1,586,461

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。また、上表の②差入保証金の連結貸借対照表計上額には、時価の算定が可能な金額を除いております。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	4,017,591	-	-	-
未 収 入 金	1,698,958	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券	-	-	241,695	319,017
長期貸付金	175,360	713,815	880,522	1,581,736
合 計	5,891,910	713,815	1,122,218	1,900,754

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,250,349	3,155,414	1,176,010	896,524	869,840	3,757,705
合計	3,250,349	3,155,414	1,176,010	896,524	869,840	3,757,705

「連結注記表2. 追加情報」に記載のとおり、本信託に係る借入金915,102千円については、総額法の適用により当社の連結貸借対照表に計上されております。しかし、その返済予定額については、あらかじめ定まったものではなく信託E口が保有する当社株式の持株会への売却状況により変動し、上記表の各期間に振分けることが困難であるため、本信託終了見込の約2年に合わせ、当該借入金残高全額を「1年超2年以内」の期間に含めております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 84円52銭
(2) 1株当たり当期純利益 8円06銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において3,753,731株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において3,162,400株であります。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,489,488	流動負債	3,544,675
現金及び預金	1,327,195	1年内返済予定の長期借入金	3,282,178
売掛金	97,299	未払金	184,394
前払費用	37,423	未払費用	9,017
繰延税金資産	7,979	未払法人税等	25,451
立替金	3,507	預り金	8,705
短期貸付金	2,950,529	前受収益	1,859
その他	65,553	賞与引当金	7,216
固定資産	13,230,791	仮受金	74
有形固定資産	3,596,828	その他の	25,776
建物	1,982,583	固定負債	10,349,737
構築物	213,324	長期借入金	9,855,493
車両運搬具	4,294	関係会社長期借入金	288,351
工具器具備品	30,663	退職給付引当金	3,235
土地	980,894	長期未払金	3,700
建設仮勘定	385,068	資産除去債務	65,115
無形固定資産	219,221	その他の	133,840
ソフトウェア	33,944	負債合計	13,894,412
ソフトウェア仮勘定	178,200	純資産の部	
電話加入権	2,808	株主資本	3,859,610
水道施設利用権	4,268	資本金	1,603,955
投資その他の資産	9,414,741	資本剰余金	1,449,544
投資有価証券	580,836	資本準備金	1,127,798
関係会社株式	1,395,943	その他資本剰余金	321,746
関係会社長期貸付金	7,170,000	利益剰余金	1,676,029
長期前払費用	47,897	利益準備金	6,600
繰延税金資産	17,593	その他利益剰余金	1,669,429
差入保証金	201,769	別途積立金	100,000
その他	1,226	繰越利益剰余金	1,569,429
貸倒引当金	△525	自己株式	△869,918
		評価・換算差額等	△33,744
		その他有価証券評価差額金	△34,596
		繰延ヘッジ損益	852
資産合計	17,720,279	純資産合計	3,825,866
		負債及び純資産合計	17,720,279

損 益 計 算 書

(平成28年 4月 1日から)
(平成29年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,530,213
売 上 原 価	153,752
売 上 総 利 益	1,376,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	913,205
営 業 利 益	463,254
営 業 外 収 益	337,870
営 業 外 費 用	62,667
経 常 利 益	738,457
特 別 損 失	10,595
固 定 資 産 除 却 損	595
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,999
税 引 前 当 期 純 利 益	727,862
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103,191
法 人 税 等 調 整 額	18,215
当 期 純 利 益	606,455

株主資本等変動計算書

(平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計
							別 積 立 金	繰 上 金	
当 期 首 残 高	1,603,955	1,127,798	321,746	1,449,544	6,600	100,000	1,402,211	1,508,811	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△439,238	△439,238	
当 期 純 利 益							606,455	606,455	
自 己 株 式 の 処 分									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	167,217	167,217	
当 期 末 残 高	1,603,955	1,127,798	321,746	1,449,544	6,600	100,000	1,569,429	1,676,029	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△1,208,168	3,354,143	△52,792	-	△52,792	3,301,350
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△439,238				△439,238
当 期 純 利 益		606,455				606,455
自 己 株 式 の 処 分	338,250	338,250				338,250
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			18,195	852	19,048	19,048
当 期 変 動 額 合 計	338,250	505,467	18,195	852	19,048	524,515
当 期 末 残 高	△869,918	3,859,610	△34,596	852	△33,744	3,825,866

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法又は償却原価法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～50年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	3～20年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用

定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

2. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用及び株式給付信託（従業員持株会処分型）制度に係る取引に関する注記については、「連結注記表 2. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 193,506千円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。
- ① 短期金銭債権 3,081,503千円
 - ② 短期金銭債務 32,492千円
 - ③ 長期金銭債務 57,027千円
- (3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権の総額
金銭債権 529千円
- (4) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務の総額
該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 営業取引高 1,530,131千円
 - ② 営業取引以外の取引高
貸付金利息 225,385千円
- (2) 営業収益は、子会社からの経営指導料収入等であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,394,106株	—	1,230,000株	3,164,106株

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式がそれぞれ、4,392,400株、3,162,400株含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の減少1,230,000株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が持株会へ売却したことによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	5,362千円
賞与引当金	2,215 //
未払社会保険料否認	312 //
退職給付引当金	986 //
長期未払金否認	1,128 //
減価償却費超過額	1,355 //
資産除去債務	19,860 //
会員権評価損否認	1,486 //
投資有価証券評価損否認	1,401 //
関係会社株式評価損否認	3,049 //
その他有価証券評価差額金	15,182 //
その他	1,335 //
繰延税金資産小計	<u>53,678千円</u>
評価性引当額	<u>△3,049千円</u>
繰延税金資産合計	<u>50,628千円</u>
繰延税金負債	
資産除去費用	△18,553千円
投資有価証券	△6,128 //
繰延ヘッジ損益	△374 //
繰延税金負債合計	<u>△25,055千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>25,572千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項目別の内訳	
法定実効税率	30.7 %
(調整)	
住民税均等割	0.3 //
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.8 //
評価性引当額の増減	0.4 //
税額控除	△1.1 //
その他	△0.0 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>16.7 %</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

記載すべき事項に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(3) 子 会 社 等

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	㈱日本保険サービス	99,000	子育て支援事業	100	兼任 5名	資金援助	資金の 付 (注)	3,000,000	短期貸付金 長期貸付金	2,700,000 7,090,000
						資金援助	利息の 取 (注)	223,348	未収入金	19,649
						資金調達	資金の 入 (注)	41,085	関係会社 長期借入金	288,351
						経営指 導	経営指導料 の受取	748,631	売掛金	72,345
						不動産賃貸	不動産 賃貸料 の受取	189,450	前受金 前受収益 長期前受収益	18,529 1,859 35,890
						債務の 被 保 証	債務の 被 保 証	4,199,916	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ 資金の貸付については、市中金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- ・ 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(4) 兄 弟 会 社 等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 45円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円21銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度において3,753,731株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において3,162,400株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
代表社員 公認会計士 塚本 憲 司 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小島 浩 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J P ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
代表社員 公認会計士 塚本憲司 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小島浩司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人 東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人 東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

株式会社 J P ホールディングス監査役会

常勤監査役 内 山 学 ㊟

監査役 竹 内 大 和 ㊟

監査役 指 輪 英 明 ㊟

監査役 押 味 由 佳 子 ㊟

(注) 監査役のうち、竹内大和、指輪英明及び押味由佳子は、会社法第2条第16号、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第25期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は219,619,235円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 もり 敏 仁 としひと (昭和25年10月7日生)	昭和48年4月 ㈱三菱銀行入行 平成12年8月 ㈱間瀬入社 監査役 平成20年6月 当社入社 内部監査室 平成22年4月 内部監査室長(現任) 平成28年9月 ㈱アメニティライフ 監査役(現任)	11,800株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【監査役候補者とした理由】

当社グループでは、従来より子育て支援施設の拡大を推進しており、その施設数は年々増加しております。それに加え、海外への進出、保育事業者へのコンサルタント事業などの収益基盤拡大に向けた事業展開も進めており、監査体制の強化及び充実が必要であると考えております。

そのためには、基本的なスキルである財務・会計の知見に加え、当社グループの保育事業に精通し、社内情報を適切に収集できる能力とネットワークを有する常勤監査役の人員増強が不可欠であります。

当社が候補者としております森氏は、銀行本部において国際企画部や監査部門の経験があり、財務・会計及び監査に関する高い知識と豊富な経験を有しております。また、当社及び子会社においては、内部監査室長として各部門・施設を対象とする監査を実施してきた経験から保育事業に精通しているとともに社内における多様な情報収集能力も有しております。

なお、森氏が監査役として選任された場合は、常勤監査役として就任することを予定しております。それにより、監査役会全体の実効性の向上が図られ、監査体制のさらなる強化及び充実に貢献できるものと考えます。

以上から、森氏を監査役候補者といたしました。

<株主提案（第3号議案及び第4号議案）>

第3号議案及び第4号議案は、株主提案権行使者（以下、「提案株主」という。）1名（議決権数32,191個）からのご提案によるものであります。

第3号議案 定款変更の件

① 議案の要領

貴社取締役の任期を現行の2年間から1年間に短縮する。（任期は選任後1年以内に終了する貴社事業年度のうち最終のものに関する貴社定時株主総会の終結の時までとする。）

② 提案の理由

事業年度における取締役に緊張感を持たせることでコーポレート・ガバナンスに資し、経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応可能な機動的な経営体制を確立することを目的としています。

③ 適用

平成30年6月開催予定の貴社第26定時株主総会にて選任される貴社取締役から適用します。

（会社注）以上は、提案株主から提出された本株主提案権行使書の「議案の要領」、「提案の理由」及び「適用」をそのまま記載したものです。

◆当社取締役会の意見◆

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループの事業の特性上、社内外の取締役が経営施策を立案、実行及び検証していくためには、少なくとも2年程度の期間が必要であると考えているからです。

上記に関する詳細は次のとおりであります。

（1）当社グループを取り巻く環境について

当社グループは、これまで認可保育所、学童クラブ及び児童館の運営を中心とした子育て支援事業により成長を遂げてまいりました。

平成29年4月1日に新たに認可保育所10園、学童クラブ8施設、民間学童クラブ1施設を開設し、子育て支援施設の合計は270施設となっております。

現在、首都圏及び政令指定都市等主要な都市の所在する都道府県を中心に、待機児童問題は依然として深刻であり、政府による待機児童解消に向けた対策のもと、今後も子育て支援施設のニーズは非常に大きくなるものと想定されます。

また、待機児童解消のためには保育士資格を有する人材の確保が不可欠であります。全国的な保育士不足が続き、人材の確保は一層厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社グループは「こどもたちの笑顔のために…」を経営理念とし、こどもたちの未来と子育てに関わる全ての方々を支える存在であり続けることを使命として、日本の社会問題である待機児童の解消に努め、日本の保育のさらなる発展に寄与していくことが当社の社会的責任であり、ひいては株主の皆様を含むステークホルダー全ての利益につながるものであると考えております。

(2) 当社グループの事業特性を踏まえた適切な取締役の任期について

① 安心・安全な保育所の開園から収益性の評価までに必要な期間について

(a) 保育所の開園に必要な期間

保育事業は許認可事業であり、その計画・運営には中期的な視点が重要となります。保育所の開園までには、開園地域の選定、土地・建物の確保、自治体への計画申請及び審査、認可後の建設及び内装工事、保育士人材の確保など多くの準備が必要であり、一般的に開園までに1年～2年の期間を要します。また、昨今メディアでも報道されているように、拙速な開園計画により、地域住民の反対を受けるなどして開園を断念したケース、設計変更が必要となり開園が遅れたケース、保育士が確保できず開園が遅れたケース等も多く見受けられます。

当社グループにおきましては、自治体との強い信頼関係に基づく密な連携のもと、地域住民への説明会を行い、時間をかけて地域住民の皆様のご理解を得ながら丁寧に計画を進めていくことが、最終的には最も着実な保育所の開園とその後のスムーズな運営につながるものと考えております。

(b) 収益性の評価に必要な期間

現在、厚生労働省の公表によりますと、全国の保育所における待機児童の状況は、3歳未満が約9割、3歳以上が約1割となっており、特に低年齢の児童にとって保育の受け皿が必要であるとされております。

当社グループにおきましても、全国的な待機児童の状況と同様に、新規開園時に認可保育所への入所を希望される方の多くは3歳未満のお子様であり、3歳以上のお子様は少ない状況であります。しかし、認可保育所におきましては、3歳未満のお様が成長し卒園されるまでの受け皿として、開園当初より3歳児から5歳児の定員も設定し、受入可能な体制を整えておく必要があります。そのため、開園当初は3歳児から5歳児の定員は充足されておらず、保育所における本来の収益性を評価することができません。すなわち、収益性を適

正に評価することができるのは、3歳未満のお子様が発達し、年齢があがっていくことによって、全ての年齢の定員が充足される時であり、開園から3年程度の期間を要すると考えております。

したがって、認可保育所の開園計画から収益性の評価に至るまでには少なくとも4年～5年程度の期間が必要であるとと考えております。

② 保育士を確保するために必要な期間について

現在、保育士は全国規模で要員不足の状況が続いており、有効求人倍率は平成29年1月時点で全国平均値2.76倍、東京都では5.66倍となっております。保育士不足は深刻化しており、人材確保が間に合わないことから開園が遅れるケースや子どもの受け入れ人数を制限するといったケースも見受けられます。

当社グループにおきましては、保育士確保のために採用活動を強化するとともに、数年をかけて人材を確保していくため以下のような施策をとっており、その成果を評価するためには少なくとも2年程度の期間が必要であるとと考えております。

(a) 給付型奨学金制度

保育士を志望しているにもかかわらず、経済上の理由により就学が困難な学生に対して奨学金を支給し、人材の確保を図る。

(b) 保育士養成講座

保育士資格がない方を正社員として採用し、入社後において保育士資格の取得をサポートすることにより人材の確保を図る。

(c) 幼稚園教諭の保育士資格取得支援

幼稚園教諭免許を有する方を対象にして、当社グループの保育所で正社員として勤務をしながら保育士資格を取得することを支援し、人材の確保を図る。

このような保育事業の特性を踏まえると、取締役の業務執行の結果を評価するためには1年という期間は短く、当社といたしましては、社内外の取締役が株主の皆様から2年間という委託期間を得て経営施策を立案、実行及び検証していくことが、株主共同利益の確保に資するものと考えております。

以上の理由により、当社は、提案株主による「第3号議案 定款変更の件」に反対いたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

① 議案の要領

戒正晴氏を、貴社監査役に選任する。

当該監査役は、社外監査役とする。

② 提案の理由

戒正晴氏は、長年貴社の顧問弁護士を務め、且つ貴社株式上場以来14年にわたり貴社コンプライアンス委員長を務められています。このことにより貴社の中心事業である保育現場、本部役職員及び経営陣の状況に精通し、十分な知見を有しておられるため、適切に監査業務ができると確信いたします。

③ 候補者の氏名、経歴

候補者の氏名 戒 正晴 (えびす まさはる)

生年月日 昭和35年9月9日

経歴 等

昭和58年3月	明治学院大学法学部法律学科 卒業
昭和62年	弁護士登録 (兵庫弁護士会所属)
平成6年	株式会社J Pホールディングス法律顧問
平成14年	兵庫弁護士会 副会長
平成15年4月	株式会社J Pホールディングス コンプライアンス委員会 委員長
平成16年4月	明治学院大学大学院法務職研究科教授
平成21年4月	独立行政法人政策研究大学 客員教授

(会社注) 以上は、提案株主から提出された本株主提案権行使書の「議案の要領」、
「提案の理由」及び「候補者の氏名、経歴」をそのまま記載したものです。

◆当社取締役会の意見◆

取締役会としては、本議案に反対いたします。

戒氏は当社の顧問弁護士としてこれまで長年にわたる取引関係があり、独立性が問われる社外役員の要件を満たしておりません。また、当社の監査役会のさらなる実効性向上に必要な専門性を有していないことから、監査役としては適任ではないと考えるからです。

上記に関する詳細は次のとおりであります。

(1) 当社が監査役に求める能力及び属性

当社は監査役の選任において、財務・会計、企業経営、企業法務等の幅広い知識と見識を有し、取締役の監視・監督と適切な助言・指導ができることを基準と

しております。また、一般株主の利益に対する配慮を重視する上で社外役員については、当社の独立性基準を満たした人物を選任することが重要と考えています。

現任の各社外監査役は、いずれも当社の定める独立性基準を満たし東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、高い独立性を有しております。また、その企業経営経験、財務・会計に関する知見、法律的知見など、それぞれの経験・経歴に基づく高度な専門性・能力を活かし実効性のある監査を行っていただいております。

(2) 株主提案に係る監査役候補者の選任に反対の理由

① 戎氏には独立性がないこと

当社は、ガバナンスの基本方針として「一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任する」こととしております。

しかし、戎氏は当社の顧問弁護士としてこれまで長年にわたる取引関係があるため、戎氏を社外監査役として選任することは当社の基本方針に反し、独立性が問われる社外役員の要件を満たしていないと考えております。

なお、現任の社外取締役3名と社外監査役3名は全員が当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

② 既に社外監査役には、独立役員である弁護士がいること

当社においては、法律的知見に基づく監査の観点からは、既に弁護士である押味監査役が就任しております。押味監査役からは、企業法務に関する豊富な知識と経験を活かした十分かつ実効的な助言・提言をいただいております。戎氏は新たな視点・価値をもたらす候補者とはいえません。

③ 常勤監査役の強化が必要であること

第2号議案において記載の通り、当社グループでは、従来より子育て支援施設の拡大を推進しており、その施設数は年々増加しております。それに加え、海外への進出、保育事業者へのコンサルタント事業などの収益基盤拡大に向けた事業展開も進めており、常勤監査役を増強し、監査体制の強化及び充実を図ることが必要であると考えております。

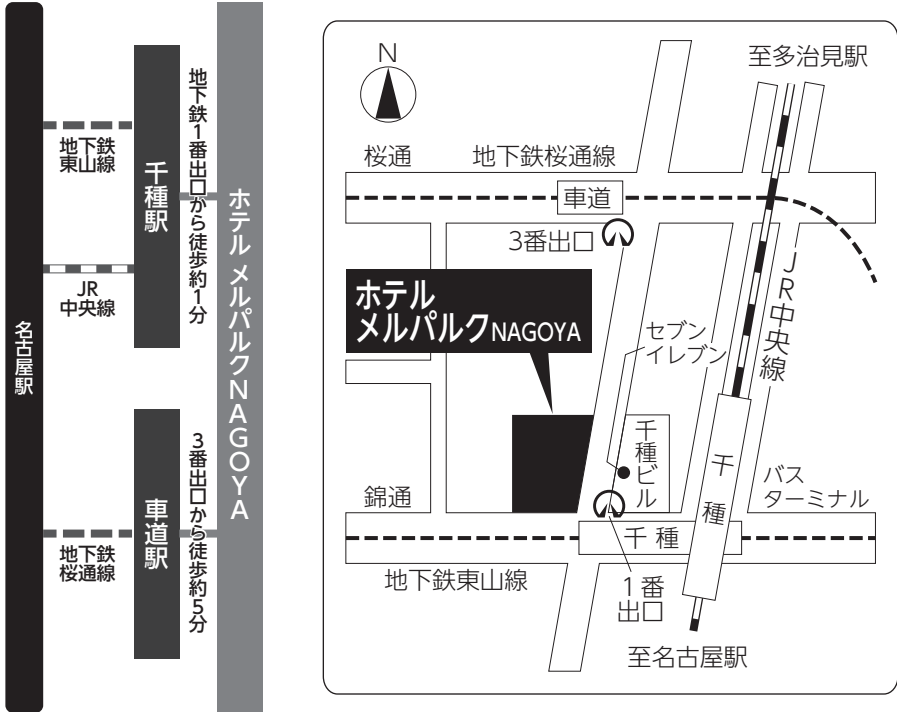
以上の理由により、当社は、提案株主による「第4号議案 監査役1名選任の件」に反対いたします。

なお、当社から戎氏に対して就任承諾の意思の確認をし、戎氏から一定の期日までに当社に連絡する旨の回答がりましたが、同日を経過した本書作成時点において未だに回答はなく、就任承諾の意思の確認はできておりません。

以上

株主総会会場ご案内図

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」
(TEL:052-937-3535)



- 地下鉄** 東山線—千種（1番出口）下車、西へ徒歩約1分
桜通線—車道（3番出口）下車、南へ徒歩約5分
J R 中央線—千種（地下鉄1番出口）下車、西へ徒歩約1分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際には、お間違いのないようお願いいたします。